

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

平成19年4月1日 策定
平成21年4月1日 最終改定

第1章 目的

- (1) 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- (2) 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるよう、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- (3) 本基本方針（案）は、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

第2章 定義

- (1) 本基本方針（案）において「景観検討」とは、事業の構想・計画・設計段階における景観整備の方針の策定、景観の予測と評価、その結果を踏まえた計画・設計案への反映、施工段階における景観整備の方針に則した事業の実施及び維持・管理段階における景観の保全並びに事業完了後の事後評価による改善方策の検討や類似事業、景観検討手法への反映をいう。
- (2) 本基本方針（案）において「景観検討区分」とは、事業ごとの景観上の重要性に応じて適切な景観検討を行うために設定する計画・設計等における景観検討の程度を指す。
- (3) 本基本方針（案）において「整備局等」とは地方整備局、北海道開発局、および沖縄総合事務局を指す。「企画部」とは地方整備局企画部、北海道開発局開発監理部、沖縄総合事務局開発建設部を指す。また、「事務所等」とは各事業を実施する整備局等における担当部または事務所を指す。
- (4) 本基本方針（案）において「景観施策アドバイザー」とは、整備局等管内における景観形成の方向性等に関して指導・助言を受けるために整備局等企画部が任命した者をいう。また「事業景観アドバイザー」とは、本基本方針（案）に基づいて実施する事業において、計画・設計に関する景観上の助言を受けるために事務所等が任命した者をいう。
- (5) 「景観ガイドライン等」とは、次のものを指す。
 - ・「官庁營繕事業における景観形成ガイドライン」
 - ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
 - ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
 - ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
 - ・「海岸景観形成ガイドライン」
 - ・道路デザイン指針（案）
 - ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
 - ・「港湾景観形成ガイドライン」
 - ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
 - ・その他地方公共団体等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等

第3章 基本方針（案）の位置づけ

- (1) 本基本方針（案）は、国土交通省が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものである。
- (2) 整備局等は、本基本方針（案）を踏まえ、必要に応じて実施要領等を策定し、景観検討を行うことができる。

第4章 対象とする事業と検討実施主体

4-1 対象事業と景観検討区分

(1) 国土交通省所管公共事業のうちの直轄事業を対象とする。ただし災害復旧^{※1}については、事業の緊急性等に応じて柔軟な景観検討を行うことができるものとする。なお、整備局等以外が実施する直轄事業については、各事業の特性を踏まえつつ、本基本方針（案）を勘案し対応することとする。

※1 災害復旧に係る事業においては、時間的な制約等から十分な景観検討を行うことが難しいことが多いが、事業によって地域景観の骨格に大きな影響を与える場合が多いことから、災害の可能性のある社会基盤の管理者は、常日頃から計画的な景観調査を行い、景観形成の方向性等について検討し、事業に反映できるようにしておくことが大切である。

(2) 本基本方針（案）の対象事業の景観検討区分は、重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。対象事業に関する景観検討区分の分類は、事務所等が企画部と調整の上原案を作成し、必要に応じ企画部が景観施策アドバイザーの意見を聞いた上で景観評価委員会（第7章(2)a)、b)参照）において決定する。分類の判断にあたっては、必要に応じて地方公共団体等の意見を聴取することができる。

(3) 重点検討事業は、以下のいずれかに該当する事業とする。

a) 優れた景観を有する^{※2}地域で行う事業

※2 優れた景観を有するとは、以下の表に示す法令及び条例等に基づく景観に関わる規制の対象となる地域・地区等を想定

根拠法等	対象地区等
景観法	<ul style="list-style-type: none">・景観計画区域 (景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合)・景観地区・準景観地区・地区計画等の区域 (景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る) (上記は指定が予定・準備されている場合を含む)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	<ul style="list-style-type: none">・認定歴史的風致維持向上計画の重点区域
都市計画法	<ul style="list-style-type: none">・風致地区
自然公園法	<ul style="list-style-type: none">・自然公園 (国立公園、国定公園、都道府県立自然公園) 内の特別地域
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none">・伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none">・歴史的風土特別保存地区
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none">・第一種歴史的風土保存地区・第二種歴史的風土保存地区
都市緑地法	<ul style="list-style-type: none">・特別緑地保全地区
首都圏近郊緑地保全法	<ul style="list-style-type: none">・近郊緑地特別保全地区
景観条例	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の条例により定められた指定地区
世界遺産条約	<ul style="list-style-type: none">・世界遺産

b) 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業

c) その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

(4) 検討対象外事業は、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観構成要素とならない事業とする。ただし、周辺条件の変化や計画・設計

の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、本基本方針（案）に基づき適切な景観検討を行うものとする。

(5)一般検討事業は、重点検討事業及び検討対象外事業以外の事業とする。

4-2 実施主体

景観検討の実施主体は、対象事業を所管する事務所等とする。なお、整備局等と他の関係部局が共同で実施する事業が対象事業である場合には、共通の景観整備方針を取りまとめるなど、十分な連携を図ることとする。

4-3 実施単位

景観検討の実施単位は、事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性や「景観整備方針」（第5章、第6章参照）を踏まえ、事業の一部を実施単位として設定する等柔軟な対応をすることができる。

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。また、事業完了後は事後評価を実施するものとする。

(1) 構想段階から施工段階

a) 検討開始時期

景観検討は、事業特性を踏まえ適切な時期から開始する。この際、できるだけ事業の早い段階から検討を開始するよう努める。

b) 検討体制の構築

① 事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やN P O、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

② 当面の間は、事業ごとに「事業景観アドバイザー」を、地域の実情に精通した公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命するものとする。事業景観アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、個別の事業・構造物の計画・設計等について指導・助言を行うことにある。

③ 住民等の意見聴取は以下のように行う。

○ 事務所等は、当該事業における景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針や各施設の具体的な規模・形状・配置などに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するよう努める。

○ 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。

○ 提供する情報は、事業実施後の景観イメージを住民が理解できるよう、スケッチベースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。

○ 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案について、必要に応じ、「事業景観アドバイザー」に報告する。

○ 事務所等は、住民等から聴取された主な意見や提案の内容、景観検討への反映状況について公表する。

④ 地方公共団体、N P O等との連携は以下のように行う。

○ 景観検討を行うに当たって、事務所等は必要に応じて地方公共団体から意見聴取する。

○ 当該事業地内またはその近傍で他省庁、地方公共団体、民間事業者等が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。

○ 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行うN P O等との連携も考慮するものとする。

c) 景観形成にあたり配慮すべき事項の取りまとめ

入手可能な最新の文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における地域景観の目標像^{※3}、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を取りまとめる。なお、当該事業が景観法に基づく景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第五号ロ）に即さなければならない。

※3 当該地域における地域景観の目標像とは、景観法に基づく景観計画や、景観ガイドライン等に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。当該地域における地域景観の目標像が存在しない場合には、関係団体と調整を図りながら、当該事業における景観検討の一環として、地域景観の目標像を設定することができる。

d) 「景観整備方針（重点検討事業版）」の取りまとめ

- ① 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（重点検討事業版）」^{※4}を取りまとめる。
- ② 「景観整備方針（重点検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※4 「景観整備方針（重点検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。また、評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。（別表1の参考事例を参照）

○ 当該事業における景観形成の目標像

－ 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像

○ 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
－ 周辺の景観等への配慮の考え方

－ 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等

○ 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針

－ 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方

（例）　・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方

　・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方

　・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方

－ 細部設計、材料等選定の考え方

－ コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

- ③ 景観整備方針（重点検討事業版）を取りまとめるにあたっては、事務所等の担当者が必ず当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。

- ④ 景観整備方針（重点検討事業版）を取りまとめる際には、事後評価を実施する際に計画段階の検討内容や検討経緯等が適切に伝達できるよう、事業着手前の資料を整理しておくことが望ましい。

- ⑤ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、構想段階、計画段階、設計段階等で、検討範囲、熟度が異なるが、段階の進捗に応じて熟度を向上させることが望ましい。

- ⑥ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、時間経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。なお、その際、見直しの過程が分かることにしておくものとする。

- ⑦ 事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（重点検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備

方針（重点検討事業版）」を提出する。なお、「景観整備方針（重点検討事業版）」の検討、見直しにあたっては、事業景観アドバイザーの意見を聞くものとし、これを参考に当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」を策定または修正するよう努める。

- ⑧ 「景観整備方針（重点検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとし、「景観整備方針（重点検討事業版）」が、策定または策定後に修正された際には、速やかに公開するものとする。
- ⑨ 事務所等は、事業景観アドバイザーの助言、住民等、地方公共団体、NPOの意見を踏まえ、「景観整備方針（重点事業版）」及び景観ガイドライン等に基づき計画・設計を行う。

e) 景観の予測・評価

事務所等は、「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、適切に景観形成がされるよう景観の予測・評価を行う。

景観の予測・評価に当たっての留意点を以下に示す。

- ① 各施設の規模・形状等の設定の根拠について、予測・評価の項目・尺度から見て、できるだけ論理的に説明する必要がある。また、景観の予測・評価手法には定性的、定量的な手法が様々あるが、景観整備方針、各施設の種類や整備目的・内容に応じて適切な予測・評価手法を選ぶ必要がある。
- ② 景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が容易に互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。ただし、その使用に当たっては、再現性※5や操作性※6などの各手法の特徴（別表3参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果等を十分検討するものとする。

※5 再現性：景観をどの程度のリアリティ・精度をもって表現するか。

※6 操作性：視点の移動や部分的な変更、修正をどの程度行えるか。

- ③ 景観の予測・評価手法の選定に当たっては、「事業景観アドバイザー」から意見聴取することが望ましい。

f) 景観の予測・評価結果の反映

事務所等は、景観の予測・評価の結果を踏まえ、計画・設計が景観整備方針に適合するために必要な修正を加えるものとする。

(2) 維持・管理段階

「景観整備方針（重点検討事業版）」に基づき、良好な景観が形成されるよう適切な維持・管理を行うとともに、必要に応じて改善措置を実施する。

(3) 事業完了後の事後評価

- a) 事務所等は、事業完了後数年程度が経過した後（「景観整備方針（重点検討事業版）」に具体的な実施時期が示されている場合にはこれに従う）、事業により形成された景観について、当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」に照らして事後評価を実施するものとする。当該評価結果を踏まえ、必要に応じて、当該事業における改善措置を検討するとともに、類似事業または景観検討手法に適切に反映していくことが望まれる。
- b) 事後評価の方法等については、事業景観アドバイザーの意見を聞き、参考とするものとする。

第6章 一般検討事業の景観検討

一般検討事業に係る景観検討は、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針（一般検討事業版）」の取りまとめを行い、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観整備方針（一般検討事業版）」

に則って実施するものとする。一般検討事業における景観検討は、以下に示す事項を除き、第5章(1)から(3)によるものとする。

- (1) 第5章(1)から(3)における「重点検討事業」を「一般検討事業」に読み替えるものとする。
- (2) 第5章(1)d) ①および②を以下のとおりとする。
 - ① 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針（一般検討事業版）」^{※7}を取りまとめる。
 - ② 「景観整備方針（一般検討事業版）」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。
- (3) 「景観整備方針（一般検討事業版）」は以下のような事項を定める。なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。（別表2の参考事例を参照）
 - 当該事業における景観形成の目標像
 - － 当該事業における整備の「対象となる施設や空間」と「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係」の両者を包括した景観形成の目標像
 - 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
 - － 周辺の景観等への配慮の考え方
 - － 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等
 - 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
 - － 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
 - (例) ・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方
 - ・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方
 - ・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
 - － 細部設計、材料等選定の考え方
 - － コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等
- (4) 第5章(1)d)⑥を以下のとおりとする。
事務所等は、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び計画・設計の内容について企画部に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針（一般検討事業版）」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について企画部に報告する。この他企画部からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針（一般検討事業版）」を提出する。
- (5) 第5章(1)d)⑦を以下のとおりとする。
「景観整備方針（一般検討事業版）」は、事務所等において、構想段階から計画段階、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持・管理段階へ継承していくものとする。
- (6) 第5章(1)b)、e)、f)、(3)については、必須としないが、必要に応じて実施することができる。

第7章 整備局等における体制整備

整備局等は事務所等における景観検討を支援するため、以下の体制を構築する。

- (1) 学識経験者等の知見の活用（景観施策アドバイザーの活用）
 - a) 企画部は、各事業担当部と調整の上「景観施策アドバイザー」を、管内の実情に精通した、公平な立場にある景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから任命する。

- b) 景観施策アドバイザーの役割は、その専門性を活かし、整備局等管内の地域における景観形成の方向性の設定等に関し、指導・助言を行うことにある。
- c) 企画部は、「景観施策アドバイザー」からなる「景観アドバイザーミーティング」を定期的に開催する。「景観アドバイザーミーティング」は、以下について報告を受け、助言等を行う。
 - 整備局等の取組み状況の報告
 - ・本基本方針（案）に基づく景観検討の実施状況等
 - ・個別事業の景観検討状況等
 - ・官庁営繕事業のうち、整備局等管内の地域の景観形成に与える影響が大きい事業として当該事業を担当する事務所等から提出された事業の景観検討状況等
 - 各事業に共通する手法等
 - ・本基本方針（案）に基づく景観検討区分の選定に係る考え方・方法・基準
 - ・景観検討に係る考え方・方法
 - 事業間の調整
 - ・景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の必要性
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・整備局等管内の地域における景観形成の方針
 - ・整備局等管内における景観に配慮した標準的な計画・設計のあり方
 - ・その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
- d) 景観アドバイザーミーティングでは、個別の事業に関する検討状況を報告するものとするが、特段の意見がある場合を除き、原則として、個別の事業・構造物の設計内容についての検討は行わない。

(2) 整備局等内の体制整備

- a) 企画部は、「景観評価委員会」（委員長：企画部長等）を設置する。「景観評価委員会」は各部担当者から構成されるものとし、事務局は企画部が担当する。
- b) 景観評価委員会では、以下について検討、決定する。
 - 各事業に共通する手法等
 - ・本制度における景観検討区分決定に係る考え方・方法・基準の設定
 - 各事業の取組状況
 - ・各事業の景観検討区分の決定
 - ・各事業における景観検討の取組状況の把握と今後の方向性
 - 事業間の調整
 - ・景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の方向性の設定
 - 地域の景観形成に係る方針
 - ・整備局等管内の地域における景観形成の方針及び具体的な行動方針の設定
 - ・その他、整備局等管内の景観の向上に関すること
- c) 企画部は、策定された景観整備方針について事務所等へ提出を要請し、これを取りまとめる。取りまとめた景観整備方針は景観アドバイザーミーティング及び景観評価委員会における個別事業の景観検討状況や各事業における景観検討の取組み状況の把握等の資料として用いる。
- d) 企画部は、整備局等の取組み状況を取りまとめ、公表するものとする。また、地方ブロック全体の良好な景観形成の取り組みの推進に資するため、整備局等管内の情報共有ならびに地方公共団体等との意見交換にこれを活用する。その他、整備局等管内の景観の向上に関する取組み等の連絡調整を、本省大臣官房技術調査課、公共事業調査室、および国土技術政策総合研究所と連携しつつ行うものとする。

第8章 既存制度との整合

- (1) 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等住民参加手続きにおける景観の取り扱い

当該事業において、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っており、検討の項目に景観を盛り込んでいる場合は、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。

(2)既存の景観検討の仕組みの取り扱い

事業特性を踏まえ、既に学識経験者等を含む委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針（案）に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

(3)景観法、景観条例等との整合

- 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部または全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- 当該事業が景観地区、準景観地区、地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）、認定歴史的風致維持向上計画の重点区域、風致地区、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域、地方公共団体が制定する景観条例に基づく指定地区に一部または全てが存在する場合、その地区的目的、規制内容に則するものとする。

(4)環境影響評価（選定項目：景観）との関係

- 本基本方針（案）に基づく景観検討の中で実施した評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものである。
- 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針（第二二(3)ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。）に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針（案）における景観検討の一部を計画段階において実施しているものである。

第9章 景観検討に係る取組みの見直し

本基本方針（案）は、整備局等における取組み成果を評価した上で、必要に応じて見直しを行う。

第10章 適用

- 本基本方針（案）は平成19年4月1日より適用する。ただし、既に設計・施工段階等にある事業については、その状況に応じて、可能な限り対応するものとする。また、既に維持・管理段階にある事業についても、良好な景観形成のため、改善すべき施設のリストアップや改善方針を備えておき、維持・修繕の際に改善を行っていくことが期待される。
- 本基本方針（案）の適用に伴い、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」（国官總第121号、国官技第45号、平成16年6月25日）は、廃止する。

(別表1－1) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

(事例：河川護岸の改修及び水辺空間の整備)

①当該事業における景観形成の目標像				
あたかも從前からそこにあったように自然な、そして人々が利用しやすい水辺空間				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自然な水辺空間を創出するため、堤防、高水敷、水際部を一体にとらえ、つながりのある空間とする。 (②-1-1) ・従前からそこにあったような水辺空間を創出するため、可能な限り現場から得られる材料を使用する。 (②-1-2) 			
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が利用しやすい水辺空間を創出するため、広く間延びしやすい高水敷等の水辺空間は、人々の活動を考慮して居心地の良いスケールに分節する。 (②-2) 			
②-3： その他	(※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)			
③(①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法	
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	■形状<②-1-1 に対応> ・自然の水辺らしく一体的なつながりのある水辺空間を創出するため、堤防、高水敷から水際部においてなめらかに連続するアースデザインを行う。(③-1-1)	・自然の川らしさ ・堤防、高水敷、水際部の空間の連続性、一体性 ・境界のあいまいさ	・「川(辺)らしい」水辺空間の事例分析や全体模型による検討を行い、予測する。	・既往事例を参照（現地調査等）し、評価する。
	■規模<②-2 に対応> ・水辺空間を、人にとって居心地の良いスケールに分節するため、地形の高低差や微妙な起伏をつけたり、既存樹木を高水敷に移植したりする。(③-1-2)	・分節された空間の居心地の良さ ・人間工学による「囲まれ度」等を尺度として空間スケールの適切さを評価する	・簡易VR（ヴァーチャルリアリティCG）を作成し、様々な位置からの可視範囲、不可視範囲等を確認することにより予測する。	・作成したVRの映像や、既往知見、事例等を参照し、評価する。
	■配置<②-1-1、②-2 に対応> ・礫主体の低位盤を親水活動の場、確率的に年に一度水があがる中位盤をピクニック等の休憩の場、それより高い高位盤を園路等の空間と位置づけ、全体を緩やかに結びつつ、水位に応じて水際線の変化と空間利用の多様さを楽しめる地盤高さを設定する。(③-1-3)	・それぞれの空間から水への親近感の感じ方 ・見る人の水際からの距離、水面との比高を尺度として適切さを評価する	・コンタ平面図、断面図等を基に、既往の知見及び事例分析により比較しながら検討する。	・既往事例を参照（現地調査等）の上、アドバイザー等のデザインの専門家をまじえ、評価する。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	■アースデザイン<③-1-1、③-1-2 に対応> ・アースデザインは、10cm単位での微地形操作を行い、全体として、自然の流れが作り上げたような水理的に無理のない形に仕上げる。	・自然の川らしさ、自然の地形らしさ	・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。	・水理学及びデザインの専門家を交え、施工段階において確認する。（見試しのデザイン）
	■植栽<②-1-2、③-1-2 に対応> ・高水敷空間を分節する樹木は、もともと水際に育っていた樹木を移植する。また、高水敷にはもともと株立ち状の樹木が多いことを踏まえ、この脈絡を持たせるため、移植する樹木は数本ずつをまとめて植える。	・移植した樹木の自然らしさ ・まとめて植えた樹木が株立ちの既存樹木に対し違和感がないか	・「川(辺)らしい」水辺空間の事例を参照し、予測する。	・植栽分野及びデザインの専門家をまじえ、評価する。
	■「盤」の詳細<③-1-3 に対応> ・高さの異なる盤を結ぶためすり付けを行い、全体に緩やかな勾配を有する一つの斜面とする。 ・ただし、見る場所によっては、地形起伏の凹凸が不可視領域を生み出す箇所を盤の中間に設ける。 ・上記2点より、「連続した1つの斜面」という認識と、「こここの空間・あそこの空間」という2つの空間という認識を両立させ、水際線の見え方の変化や空間利用の多様さを創出する。	・高さの異なる盤の「一体性」と「個別性」の両立 ・自然の川らしい空間となっているか ・水際線の見え方は多様となっているか ・多様な利用を促すような空間となっているか	・「川(辺)らしい」微地形の事例分析及び模型による検討を行う。 (ただし、予測に一定の限界があると考えられるため、実際の施工現場においてフォローする。)	・デザインの専門家を交え、施工段階において、現場にて実際の見え方を確認しながら形や配置を見直すなどしてデザインする。（見試しのデザイン）
③-3：コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	・可能な限り現場にある材料等を活用し、現場以外から材料を持ち込まないことを基本とする。	・コスト縮減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	(上記一連の検討成果を用いる)	・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザインの専門家の意見を参考に評価する。
③-4：その他				

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表1－2) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

(事例：国道バイパス整備)

①当該事業における景観形成の目標像			
落ち着きのある町並みと心地よい広がりの田園風景を取り込み、美しく、使いやすく、時間と共に地域の風景と人々の生活に融け込み、人々が誇りと思えるような道路（を創出する。）			
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方			
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方 ②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方 ②-3： その他	・落ちつきのある町並みや心地よい広がりの田園風景を取り込み、味わうことができる道路とするため、道路構造物自体は、存在感を抑えあくまでも土地や自然に対し控えめとする。（②-1-1） ・時間と共に地域に受け込み、将来は人々の環境の一部に回帰させるため、自然の助けを借り、時間をかけて完成する道路空間とする。（②-1-2）	・使いやすい道路とするため、約6kmのバイパスが一体の線的空間として一貫性を保持しつつ、しかし単調でもない、快適な走行を得られるよう整備する。（②-2-1） ・人々が誇りと思える道路とするため、市街地郊外を通過するバイパスから市街中心部へつながる交差点は、地域の玄関口として格式を持ち、またふるさとに帰ってきた際のもてなしの空間となるよう整備する。（②-2-2）	（※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）
	■防護柵の配置<②-1-1、②-2-1 に対応> ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時用地に緩傾斜盛土を築造し、十分なスペースをとることにより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。（③-1-1）	・走行する道路内部から、沿道景観への眺望が広がるか ・防護柵が途切れることによる走行者の不安感がないか ・外部景観において、暫定車線部の緩傾斜盛土の形状に景観面での違和感がないか	・整備対象となる道路空間及びその周辺一帯をVR（バーチャルリアリティCG）により仮想構築し、道路内部からの走行景観、沿道からの外部景観等、様々な視点からの見え方を予測する。
	■盛土、切土の形状<②-1-1、②-1-2 に対応> ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はラウンディングやグレーディングを行う。（③-1-2）	・切土のり面が、周辺の既存地形に無理なく馴染んでいるか ・道路全体が形の良い低い丘を縫うようなめらかに連続しているか	・既往の優良事例と比較して評価する。 ・ラウンディングやグレーディングについて、簡易模型を作成して検討、予測する。
	■交差点へのシンボル植栽<②-2-1、②-2-2 に対応> ・バイパスから市街中心部つながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。（③-1-3）	・道路走行時の体験として、走行の快適性や単調とならない適度な変化・分節が得られる道路空間となっているか ・樹木の形状、高さ等	・模型により配置検討を行い、3次元的に検討、予測する。 ・同上。
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方 ③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	■盛土、切土のり面への植栽<②-1-1、②-1-2> ・盛土・切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。（③-1-4）	・植栽の粗密度等を尺度として、自然らしさを評価する ・極端に高密で不自然な植栽となっていないか	・平面図、断面図、簡易模型により配置検討を行い、予測する。 ・既往の事例や周辺の自然丘陵の写真等を比較参考として評価する。
	■道路付属物の細部形状<②-1-1、②-2-1 に対応> ・沿道への良好な眺望が得られるよう、道路付属物（防護柵、照明、標識等）は、部材数が少なく、シンプルな形状構成となっているものを採用する。	・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する	・既往の優良事例と比較して評価する。 ・実寸図面や実物大模型により確認する。 ・VRを活用して走行景観を検討し、予測する。
	■道路付属物の色彩<②-1-1、②-2-1 に対応> ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中明度、低彩度とする。	・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する	・既往事例により予測する。 ・色彩の専門家やアドバイザー等デザインの専門家をmajie現地確認を行い、評価する。
	■シンボル樹の樹種選定<③-1-3 に対応>・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。	・地域の玄関口としての格式や、人々を迎える演出を持った樹種としてふさわしいか	・樹種選定は、植栽の専門家やアドバイザーをmajie評価する。・地域性と樹種特性の整合については、植栽の専門家や維持管理に協力頂く地域住民等の意見を重視して評価する。
③-3：コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	■植栽の樹種選定<③-1-4 に対応> ・盛土・切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。	・のり面植栽が、将来に渡り地域の既存植生と調和するか。 ・積雪寒冷地であることを踏まえ、生育の可否、維持管理性等が考慮されているか	・既往事例との比較により将来の生育状況等を予測する。 ・樹種選定は、植栽の専門家や維持管理に協力頂く地域住民等の意見を重視して評価する。
	■景観整備による追加費用の検証 ・桟橋工法の採用により、約〇億円のコスト増になるが、約〇haの盛土法面を低減できる。（※具体的方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。） ■コスト縮減の検討 ・植栽は、コスト縮減の観点から苗木植栽を基本とする。またライフサイクルコストの縮減の観点から、維持管理コストの高い冬扱いが必要な樹木は基本的に導入しない。	・コスト縮減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか	（上記一連の検討成果を用いる） ・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等の専門家の意見を参考に評価する。
③-4：その他			

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内の景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表1－3) 景観整備方針の設定例（重点検討事業版）

(事例：旅客船岸壁)

①当該事業における景観形成の目標像				
歴史的、文化的な地域の特性を活かしつつ、海辺や港町の賑わいを創出する快適な親水空間となる旅客船岸壁（を創出する。）				
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方				
②-1： 周辺の景観等への配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する歴史的港湾施設である○○岸壁や△△緑地、××プロムナードと一体となった親水空間となるよう整備する。（②-1-1） 歴史的な地区として重厚、恒久的なイメージを創出しつつ、流行に左右されない施設整備を行う。（②-1-2） 			
②-2： 住民等の利用を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 大型旅客船を迎えることから華やかなイメージを創出する（②-2-1）。 旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、利用する人々のヒューマンスケールに配慮した空間分節を行い、心地良い空間となるよう整備する。（②-2-2） 			
②-3： その他	(※「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。)			
③(①と②を実現するための)施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法	
③-1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	<p>■配置<②-1-1 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該旅客船岸壁と隣接する○○岸壁等と一体的かつ繋がりのある親水空間を形成する。（③-1-1） 背後地の利用を踏まえたゾーニングに応じてそれぞれの空間を差別化し、歴史的港湾施設である○○岸壁や△△緑地、××プロムナードとの一体化を図る。（③-1-2） <p>■規模<②-2-2 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 人々にとって心地よい空間となるよう、一部に高木植栽を施したり、一定の間隔にてリズミカルな舗装パターンを設ける等空間を分節する。（③-1-3） 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接した岸壁やと背後地との一体感、連続感 周辺施設との一体感、連続感について、「幅・奥行きの関係」等の尺度の類似性や素材の見え方等を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 分節された空間の居心地の良さ 高木植栽による、高さ方向のスケール感、囲繞感など 舗装パターンによる歩行者等の移動速度を考慮したリズム感など 	<ul style="list-style-type: none"> 計画平面図を基に、CGパース等を用いて背後地との一体感等を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 既往事例写真やCGパース等を用いて、イメージを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果を用いて設計者が評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・同上。
③-2： 細部設計、材料等選定の考え方	<p>■横断構成（舗装・植栽・照明）等<②-2-1, ③-1-1, ③-1-2 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該旅客船岸壁のエプロン舗装は、隣接する全ての岸壁において、エッジ部（水際部）に花崗岩を使用することを共通させ、連続感、一体感を創出する。 △△岸壁は高木植栽を連続的に施し、人々の快適な利用に対応すると同時に、緑量感のある○○プロムナードへの連続性を高める。 岸壁のエプロン部に自然石貼付外灯を設置するとともに、フラッグポールを設置する等賑わいを創出する。 <p>■舗装材料<②-1-2 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 舗装材料は、恒久性、耐久性を考慮し、花崗岩を主体とした自然石舗装を基調とする。 <p>■舗装パターン、テクスチャー<②-2-2, ③-1-3 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客船岸壁のエプロン部（プロムナード）は、ヒューマンスケールと素材感に配慮し、材質や仕上げの異なる自然石舗装を織り交ぜることにより、奥行き方向、横断方向の双方のパターンを創る。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接した岸壁や周辺施設との連続感、一体感について、舗装材や外灯の素材の適用イメージを評価する 選定候補となる高木樹種の、四季の変化や将来の成長姿 <ul style="list-style-type: none"> 適用する石材の重厚感等のイメージ 適用する石材の耐久性や滑りにくさ等の諸機能 <ul style="list-style-type: none"> 分節された空間の居心地の良さ 自然石の材質や色彩、仕上げの違いによる分節パターンの見え方 	<ul style="list-style-type: none"> 既往事例写真やCGパース等を用いて、舗装材料や外灯素材等の連続的イメージを確認する。 樹種の特性を整理した既往知見や、類似事例の参照により予測する。 <ul style="list-style-type: none"> 素材の実物サンプルや整備事例の参照により予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認、参照結果を基に、設計者が評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・参考結果を基に、設計者が評価する。
③-3：コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 自然石の適用にあたり、中国産の良質な花崗岩等を採用し、コスト縮減に配慮する。 汚れにも強く耐久性に優れる自然石を採用することにより、長期間の維持管理も含めたライフサイクルコストの観点からコスト縮減を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルを考慮に含めたコスト縮減を図るものとするが、コスト縮減のために景観性を大きく損なうものとならないよう留意する 	<ul style="list-style-type: none"> 素材の実物サンプルや整備事例の参照により予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> 参考結果を基に、設計者が評価する。 必要に応じ、アドバイザーの意見を聴取する。
③-4：その他				

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内の景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-1) 景観整備方針の設定例 (一般検討事業版)

(事例：上中流部の床固工)

①当該事業における景観形成の目標像	
山間部の自然河川および周辺の自然景観の雰囲気を壊さない水辺空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	周辺には人工の構造物がほとんど存在しないため、コンクリート等の人工素材の露出はできるだけ避け、空間構成としても直線や不自然な曲線がないよう留意する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	夏季の水遊び等、水辺利用の実績があることから、床固工の整備を契機に利用しやすい水辺として整備する。
②-3： その他	魚類の遡上に配慮する。
③(①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	鋼製枠と現地発生石材の組み合わせにより、周囲の自然景観と調和させる。 勾配や濾筋の配置等については、工学的観点、生態学的観点と利用のしやすさを勘案して検討する。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	両岸についてはなだらかにすり付け、違和感のないよう配慮する。 限定したアプローチのルートは設けないが、水に近づくことを誘発するよう、川沿い遊歩道との連続性を確保する。
③-3： コスト縮減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	現地発生材を用いることで、コスト縮減と自然景観の雰囲気の保全を両立させる。
③-4： その他	

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-2) 景観整備方針の設定例（一般検討事業版）

(事例：山間部の既存道路における防護柵の設置)

①当該事業における景観形成の目標像	
○○山系に対する良好な眺望を享受しながら安心して走れる道路空間	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	○○山系への眺望が本道路に固有の魅力であるため、眺望を最大限に確保する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	防護柵によりドライバーにとっての視線誘導を図り、安全な走行を誘導すると同時に、同乗者にとって防護柵が眺望を阻害しないよう配慮する。
②-3： その他	(※その他欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する)
③(①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	できるだけ部材構成をシンプルにし、連続性を感じさせると共に道路上からみて透過性のある防護柵を選定する。 色彩については眺望阻害防止と自然景観への馴染みの観点から明度彩度の低いブラウン系とする（「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」を参考にする）。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	後付けの付属物は安全上の理由で設置するものであっても代替案を検討し、極力避ける（夜間の視線誘導には反射テープを支柱に貼付することで対応し、デリネーター等昼間の景観を阻害するものは設置しない）
③-3： コスト縮減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	素材および塗装仕様の選定にあたっては、ライフサイクルコストを考慮し、初期費用だけで判断しない。特にメンテナンスが行き届かない場合、眺望景観の印象を著しく損なう可能性があることに注意する。
③-4： その他	事業区間内の標識支柱等は新設・更新時に今回選定した色彩で統一することを検討する。

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表 2-3) 景観整備方針の設定例（一般検討事業版）

(事例：小規模な港湾緑地の整備)

①当該事業における景観形成の目標像	
活動する港の風景を背景に、地域の人々にとって日々の生活の中で憩いの場となるような緑地	
②対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
②-1： 周辺の景観等 への配慮の考 え方	一般市民が○○港に対する眺望を得られる貴重な視点場であることから、眺望を確保す るとともに、居心地のよい空間として整備する。
②-2： 住民等の利用 を考慮した整 備の考え方	利用者は隣接する街路（○○通り）と一体的に利用すると考えられることから、敷地内 に閉じずに街路と連続した空間として整備する。
②-3： その他	毎年8月に開催される○○みなど祭りの際に活動拠点として利用しやすい空間とする。
③(①と②を実現するための) 施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	
③-1： 施設や空間の 規模・形状・配 置等の設定の 考え方	緑地の規模が小さいことから、配置する施設や植栽は最小限として、街路からの眺望確 保を図る。 植栽、ベンチ等の配置は港に対する眺望と祭礼時の利用の両方のバランスを考える。 緑地と街路を一体的に使用できるよう、接道部には植栽、柵等を設けない。
③-2： 細部設計、材料 等選定の考 え方	街路との一体感を演出するため、舗装材は共通のものを用いる。 護岸側の柵についてはなるべくシンプルなものを用いる。
③-3： コスト縮減、費 用対効果を考 慮した整備の 考え方	植栽はコスト縮減の観点から苗木植栽を基本とする。高木については、維持管理コスト の高い冬囲いの必要な樹木は基本的に導入しない。
③-4： その他	

留意事項) 景観整備方針作成にあたっては、「景観形成にあたり配慮すべき事項」を踏まえ、事業箇所内での景観整備の重要度の差異を考慮した上で、景観整備方針を作成するものとする。また、内容の変更にあたってはその過程がわかるようにしておくこと。

(別表3) 景観予測手法・ツールの特徴

予測手法・ツール	特徴等
1. 視覚化ツールの活用	
(1) パース (透視図・画像)	
1) スケッチパース	<ul style="list-style-type: none"> ○ある視点場から得られる対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、背景を含めた景観全体を描く必要があるが、自由な視点からの自由な画角による描写や、表現の意図的な簡略化や強調が可能である等、パース図の作成目的や検討の熟度等に合わせた表現の自由度を持つ。したがって、景観的課題に対応した整備効果を、代表的視点場から得られる景観によって、端的にわかりやすく表現する場合に適する。 ○スケッチパースは、表現方法や描く人間の描写能力によって、再現性等の表現の質が左右されやすく、フォトモンタージュより再現性は劣る。したがって、複数案の中から最終案を評価・選択する目的でスケッチパースを使用する場合（択一式のアンケート調査等による多数決等）は、絵の巧拙や目の惹きやすさ等によって判断される可能性があり、注意を要する。
2) フォトモンタージュ	<ul style="list-style-type: none"> ○撮影した写真の上に、整備箇所の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法で、完成予想図の作成方法には、通常のパース図によるものと、コンピュータ・グラフィックス（以下、「CG」という）による手法がある。 ○CGによるフォトモンタージュは、再現性に優れ、整備前後の景観変化を端的にわかりやすく比較したい場合等によく用いられる。また、部分的な変更や修正は、CGを活用すれば比較的容易に行える点で操作性は高いが、現状の写真がベースとなるため、現状で写真撮影が可能な視点場からの景観予測に限定される。
3) コンピュータ・グラフィックス (CG)	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータを用いて、3次元データによる空間や構造物等の形状を構築し、3次元的に表現する方法。パースやフォトモンタージュでは、視点や画角が変わることに、それぞれの作業が必要となるのに対して、CGは自由な視点の設定、データの部分的な追加、修正等が可能で、操作性に優れ、複数視点場からの対象施設・構造物の景観を確認したり、1つの視点場から得られる対象物の複数設計案の景観を比較検討する場合等に適する。 ○周辺地域を含め、構築する施設や空間の情報量が大きくなるため、一般的に時間、費用両面からコスト高となるが、複数の施設・構造物等により構成される景観を多数の視点から確認する場合や、朝～夜の時間変化、天候変化、季節変化を反映した様々な場面を想定する場合、また、構築した3次元データをその後も引き続き様々な場面で活用することが想定される場合等は、費用対効果の面でもメリットがある。
(2) VR (動画)	<ul style="list-style-type: none"> ○CGデータを基に動画として発展させたもので、視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能で、視点の移動に伴う継起的な景観の再現も可能となる。したがって、周辺土地利用状況等が多様で、近～遠景まで広範に多数の視点場・視対象を有する地域や、道路走行時等の連続的な視点移動を伴う視点場から得られる景観の予測、多数の構造物が発生したり、既存と異なる新たな視点場が生じる事業等における景観予測に適する。
(3) 模型	<ul style="list-style-type: none"> ○3次元の空間を、縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。遠景から近景まであらゆる角度から自由な視点を設定して確認することが可能である。アイレベルの景観を予測する際には、ファイバースコープを用いた写真等により行う。 ○模型は、長大な施設や空間の全体像、地形に対する施設・構造物の収まり、構造物相互の形の収まり、構造物自体の形状等の表現が容易で、それらを最も適切、且つ体感的に認識し、理解することができるため、活用の頻度が高い。 ○模型は、検討用の簡易なスタディ模型から完成模型まで、様々な目的・場面に応じた様々なスケール、表現を用いた検討・確認が可能であるが、それゆえに、目的や検討の熟度に応じた適切な縮尺、材料、仕上げ方法等を選択する必要がある。スタディ模型は、景観的なアリティ・精度は劣るが、構造物等の3次元的な形の収まりや部分的な細部形状の検討等、予測と評価を繰り返し行う際に特に有効なツールである。

予測手法・ツール	特徴等
2. モックアップ	
原寸模型、又は、試験見本	○施設・構造物の実物大の模型や、実際の材料を用いた試験見本（パネル等）の製作により、細部デザインの検討や、素材の風景との馴染み具合等の現地確認を行う。
3. 現地確認	
(1) 現地確認（簡易）	○塗板等の簡易な供試体を現地に設置して、当該環境下における対象物（色・素材等）の実際の見え方や印象を確認する。
(2) 曝露試験	○ある一定の期間、塗板等の供試体を現地に設置して、当該地の環境の変化とそれによる対象物の見え方の変化や汚れ・劣化等を確認・予測するために行う。
(3) 試験施工	○新しい技術等を用いる施設・構造物を現場において試行し、現地での適用性やその効果を確認するために行う。
(4) ライトアップ・照明実験	○現地で照明実験を行い、照度、反射の度合い、周辺の光源を含めた中でのライトアップによる演出効果等を確認・予測するために行う。
4. 既往の知見の活用	
(1) 類似事例の参照	○当該事業対象地の条件に類似する事例を参考して、当該地の景観の経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。
(2) 模型実験	○水理学等に基づき、模型を用いた流水・落水表情デザインを検討する。 (粒子法等のシミュレーション・モデルにより PC 上で検討・予測する手法も存在する。)
	○河川工学等に基づき、模型を用いて構造物等の果たすべき機能と形のデザインの検討を行う。
(3) その他専門的知見に基づく形状予測等	○河川工学等に基づき、機能（治水等）と景観の両面から、河川法面の断面形状や水際部の形状等を予測し、デザイン検討を行う。 (複雑な断面形状や水際形状を有する河川における不等流計算による形状の決定等)
	○生態学等に基づき、植生の生育状況とそれによる景観変化等の予測を行う。（気候・地質・土壤・方位（植栽斜面の傾斜方向と日照との関係）等から見た適合樹種及び生育予測 等）
	○工学的知見に基づく機能と、景観面から望ましい形態等に関して、別々に検討せず、複数分野の専門的視点による総合的な検討・擦り合わせ（協働）が重要である。
(4) 景観指標等	○景観工学、心理学、人間工学等における既往の知見を活用して、景観や空間の印象度を、対象物や空間の規模や距離等に関する数値を用いた指標により、ある程度定量的に把握する。
	○この指標を厳密に適用・評価することは、対象や空間の持つ多様な側面の景観的・空間的な価値を排除しかねないため、厳密さを求めるものではなく、景観専門家等の助言を得ながら、一つの判断材料として用いることができる。
(5) 景観形成ガイドライン等の参照	○各分野で作成されている景観形成ガイドラインを参考し、景観形成の基本的な方向性・考え方や、それに対応する整備手法等の検討を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）の改定について

1. 基本方針（案）について

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」は、「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月）」に謳われた景観アセスメントシステムとして、平成19年4月より運用を開始したもので、国土交通省所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めたものである。

今般、関係法令の施行等に伴い下記の通り改定するものとする。

2. 改定の内容

1) 重点検討事業の対象区域について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」の施行に伴い、重点検討事業に該当する優れた景観を有する地区等として、同法に基づく認定歴史的風致維持向上計画の「重点区域」※を追加。 【第4章4-1(3)】

重点区域とは…

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な土地の区域。

- ・重点文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地

2) 事後評価に対する事前の方針検討について

事業完了後の事後評価の実施にあたっては、計画段階の検討内容や検討経緯等が適切に伝達できるよう、事業着手前の資料が必要であることから、「景観整備方針（重点検討事業）」の取りまとめの際に、その旨を追記。

【第5章(1)d】

3) 既存制度との整合について

既存制度との整合として、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(H15.6)」の取扱いを定めていたが、同ガイドラインが廃止され、新たに「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20.4)」が策定されたことに伴う改定。 【第8章(1)】